

改正事項1 図書の継続公表(アセス法関係)

<改正前>

事業者

図書の縦覧・公表
(約1月間)

公表終了

事業者による公表期間が終了すると、
後続事業のアセス手続等に
十分活用できていなかった。

国・県

(法・条例の規定なし)

<改正後>

事業者

図書の縦覧・公表
(約1月間)

事前に事業者の同意

継続公表

国・県

事業者が作成したアセス図書を、縦覧期間後も知事が継続して公表できるよう、改正を行う。(法は環境大臣が公表できるよう改正された。)